

【美唄市】 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数（人）		831			
② 予備機を含む 整備上限台数（台）		954			
③整備台数（台） （予備機除く）		831			
④③のうち基金事業 によるもの（台）		831			
⑤累積更新率（％）		100			
⑥予備機整備台数 （台）		123			
⑦⑥のうち基金事業 によるもの（台）		123			
⑧予備機整備率（％）		15			

※①～⑧において未到来年度等にあつては推定値

（端末の整備・更新の考え方）

■現行の1人1台端末は令和2年度に1,135台を調達し、令和3年度より運用を開始しているが、バッテリーの消耗、故障率の増加、および、スペック不足など、ハード面・ソフト面双方での障害が増加している。

■令和7年度には耐用年数と言われる5年が経過することから、当該年度の児童生徒数に予備機15%を加えた954台を令和7年度に調達し、令和8年度より運用を開始する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

■対象台数：1,135台

■処分方法 使用済端末のデータを確実に消去した上で、学校内での再利用について検討し、再利用が難しい場合は端末ごとに以下の処分を行う

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託

■端末のデータの消去方法

- ・再利用が可能な端末 ⇒ 自治体の職員が行う
- ・再利用が不可能な端末 ⇒ 処分事業者へ委託する

■スケジュール（予定）

令和8年4月～5月 使用済み端末の回収、および再利用が可能な端末の仕分け

令和8年6月～7月 再利用が不可能な端末の処分方法を検討

令和8年8月 処分事業者 選定（端末導入業者に引き取り依頼をする）